

要配慮者利用施設における 洪水・土砂災害を想定した 避難訓練の手引き

前橋市 防災危機管理課

令和4年4月改訂

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 背景	
	(2) 避難訓練の目的	
2	避難訓練の流れ・・・・・・・・・・	2
	(1) 避難訓練の概要決定	
	(2) 避難訓練の準備	
	(3) 避難訓練の実施	
	(4) 避難訓練のふりかえり	
	(5) 避難訓練の報告	
3	避難訓練の例・・・・・・・・・・	5
4	担当課一覧表・・・・・・・・・・	9
5	避難確保計画に基づく防災訓練申込書	10
6	避難訓練実施結果報告書	11
7	各種資料（情報収集方法等）	12

1 はじめに

(1) 背景

近年、気候変動に伴う大型台風の襲来や集中豪雨の発生等により、洪水・土砂災害の頻発・激甚化が進んでいます。

平成29年6月に水防法・土砂災害防止法の一部が改正され、洪水浸水想定区域・土砂災害警戒・特別警戒区域にあって、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成とこれに基づく避難訓練（以下「避難訓練」と言います。）の実施が義務化されました。

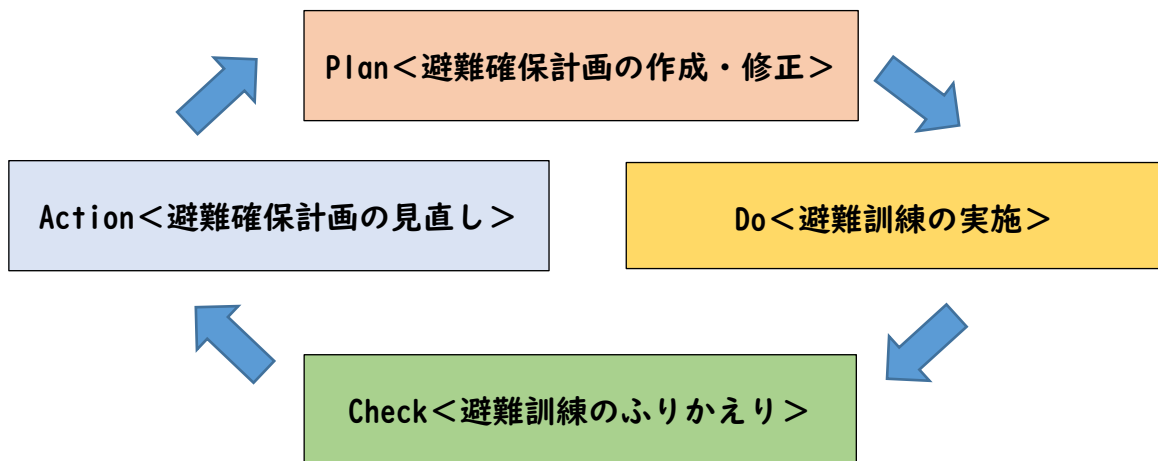
また、令和3年5月に水防法・土砂災害防止法が一部改正され、避難訓練を実施した場合には、施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化されました。そして、避難訓練は、原則として年1回以上実施し、訓練実施後は概ね1か月を目安に訓練結果を前橋市に対して報告していただく必要が生じました。

前橋市では、上記を受け、前橋市地域防災計画に指定されている要配慮者利用施設の避難確保計画の実効性を高めるとともに、要配慮者利用施設における避難訓練の実施を促進していくため、「要配慮者利用施設における洪水・土砂災害を想定した避難訓練の手引き」を作成しました。

(2) 避難訓練の目的

◇作成した避難確保計画に基づく避難訓練の実施により、計画における課題を見つけ、計画の内容を改善し、避難の実効性を高める。

PDCA サイクルに基づく避難確保計画の実行性を高めるイメージ



2 避難訓練の流れ

(1) 避難訓練の概要決定

●避難訓練メニューの決定

作成した避難確保計画に基づき、実施する避難訓練の内容を検討します。5ページの「3 避難訓練の例」などを参考に施設内で相談して決定してください。

施設全体で避難訓練を実施することが難しい場合は、段階的に訓練を実施していくことを推奨します。例えば、初めて実施する際は情報収集・伝達、防災体制確認訓練、2回目以降に避難訓練（垂直・立退き・引き渡し）・持ち出し品の確認訓練とすることで、職員が避難行動の動きを理解したうえで、施設利用者を避難させることができます。

また、避難訓練を定期的に行っている場合は、停電等のアクシデントや夜間を想定するなど、様々なケースに対応できるように工夫してください。

避難訓練方法等に不明な点がある場合は、前橋市防災危機管理課に相談してください。

●避難訓練参加者の決定

施設利用者の健康状態、通常業務を考慮しながら、参加者を決定します。施設利用者の参加が難しい場合は、職員だけでの訓練参加も考えられます。また、可能であれば、災害時に協力していただく近隣住民等や自治会等に参加をお願いしてください。その場合、事前に十分な協議を行ってください。

施設利用者の参加に当たっては、本人や家族の要望の確認、訓練参加の了解を頂いておく必要があります。

●訓練日時の決定

参加者間の日程調整の上、実施日時を決定します。

原則として年1回以上実施するようにしてください。

(2) 避難訓練の準備

●役割分担と必要な人数の決定

●必要な資器材の準備

(例) ストップウォッチ、記録用紙（水位・雨量等）、カメラ、パソコン、ビブス、プロジェクターやスクリーン（ふりかえり用）等

●避難確保計画の確認

(3) 避難訓練の実施

●避難訓練の記録

現行の避難確保計画の妥当性を検証するため、避難訓練参加者の行動内容、所要時間、良い点、改善点、その他気づいた点などを記録します。その記録をもとに、報告書を作成します。

●事故防止、要配慮者の健康状態への配慮

避難訓練の実施に当たっては、事故や怪我に気をつけるとともに、参加する施設利用者の健康状態に注意してください。また、新型コロナウイルスなどの感染症における感染防止対策をしてください。夏期においては熱中症等についても注意してください。

●避難訓練の進行

避難訓練は、あわてず落ち着いて実施しましょう。

(4) 避難訓練のふりかえり

●ふりかえり

避難訓練の実施結果について、避難訓練参加者でふりかえりを行い、成果や課題等を共有します。なお、避難訓練時に撮影した映像や写真などがある場合は、それらを用いることで意見が出しやすくなる工夫をしましょう。また、訓練中の疑問・不明点を確認し、対応がわからない場合は、前橋市防災危機管理課に相談してください。

●アンケートの実施

訓練内容を評価・分析するため、避難訓練参加者にアンケート調査を実施すると、避難確保計画を評価・分析するのに有効です。アンケートの内容を以下に例示します。

- ・避難行動の内容を理解し適切に行動できたかを確認

- ・避難行動時の課題や良かった点
- ・設備や施設についての課題点
- ・避難訓練準備についての課題点
- ・避難訓練の内容・方法の課題点

●避難確保計画への反映

避難訓練のふりかえりやアンケート調査で得られた意見等をもとに、避難確保計画の見直しを行います。

避難確保計画の記載について、変更した場合は、避難訓練報告書と変更した避難確保計画を前橋市の担当課に提出してください。

(5) 避難訓練の報告

●報告書の作成

避難訓練実施後は、報告書を作成してください。報告書の様式については、11ページの参考資料（避難訓練実施結果報告書）をご確認ください。

●報告書の提出

報告書作成後は、前橋市の担当課に郵送・メール・FAX等で提出してください。提出先は、下記のとおりになります。

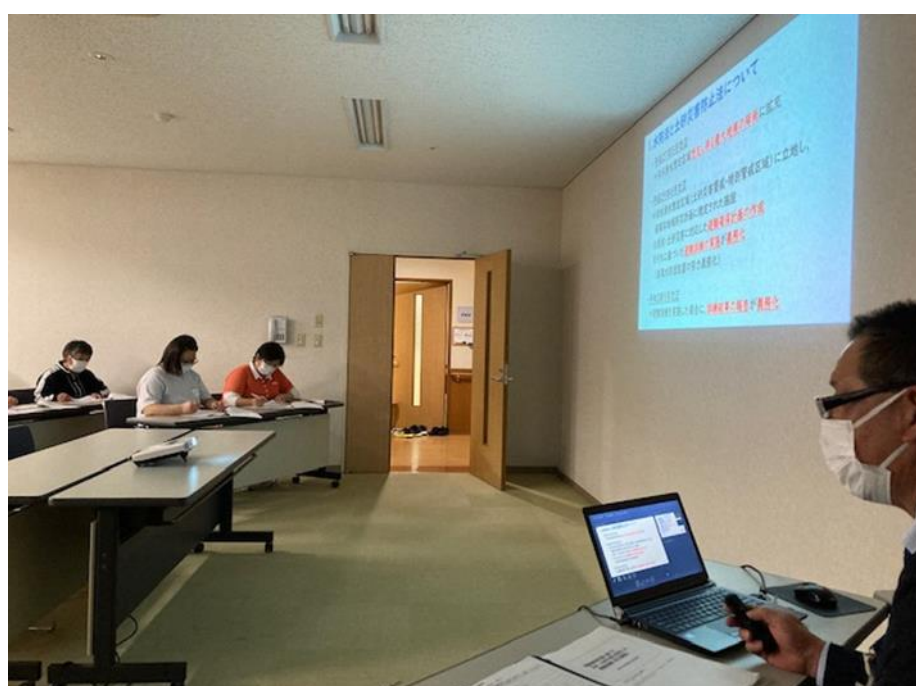
報告書は、避難訓練実施後、概ね1か月を目安に提出してください。

- ・高齢者施設 ⇒ 前橋市役所 長寿包括ケア課
前橋市役所 介護保険課
- ・障害者施設 ⇒ 前橋市役所 障害福祉課
- ・児童施設 ⇒ 前橋市役所 子育て支援課
前橋市役所 子育て施設課
- ・医療施設 ⇒ 前橋市役所 保健総務課
- ・その他施設 ⇒ 前橋市役所 防災危機管理課

※詳しくは、9ページ「4 担当課一覧表」で確認してください。

3 避難訓練の例

A 防災危機管理課職員による防災講話（防災知識向上訓練）	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対応するためには、災害の特性などを正しく理解し、正しく備えることが大切です。 ・別紙申込書を概ね3週間前に防災危機管理課へ提出してください。（詳しくは、10ページ「5 避難確保計画に基づく防災訓練申込書」で確認してください。 	
対象者	施設管理者・施設職員
所要時間	実施概要
30～60分程度	<p>【テーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防法・土砂災害防止法 ・避難確保計画 ・前橋市の防災 ・避難訓練実施例 ・情報収集確認方法（気象庁HP、ハザードマップ等）
実施にあたっての注意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・防災講話は、室内で行う形を基本とします。講義に必要な機器（プロジェクター、パソコン）は防災危機管理課で用意します。 ・テーマ、内容、実施時間、リモート開催は実施前に相談して調整します。 	



A' eラーニングテキスト学習（防災知識向上訓練）

- ・風水害における要配慮者利用施設的具体事例を通じて適切な判断力・避難行動力を養うことを目的としています。
- ・eラーニングテキスト教材（令和4年3月国土交通省作成）は、前橋市ホームページ「要配慮者利用施設における避難確保計画（洪水・土砂災害）に基づく避難訓練の実施について」に掲載してありますので、資料をダウンロードして学習してください。

対象者	施設管理者・施設職員
所要時間	実施概要
30～60分程度	<ul style="list-style-type: none"> ・テキスト名「要配慮者利用施設における避難確保に関する研修資料～利用者の命、救えますか～」 ・理解度チェック
実施にあたっての注意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・教材で学習する前に施設の避難確保計画に目を通しておくとより学習効果が高まります。 	

要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニングテキスト

目次

要配慮者利用施設における避難確保に関する研修資料

～利用者の命、救えますか～

令和4年3月
国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課・砂防計画課

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| 1. 要配慮者利用施設における避難確保の重要性 | 7. 施設における防災体制の例 |
| 2. 災害の種類 | 8. 総括指揮者の役割の例 |
| 3. 災害リスクの把握 | 9. 情報連絡班の役割の例 |
| 4. 避難先の選定における留意点
■理解度チェック | 10. 避難誘導班の役割の例 |
| 5. 避難開始のタイミングの考え方 | 11. 装備品等準備班の役割の例 |
| 6. 防災気象情報や避難情報の収集
■理解度チェック | 12. 避難訓練の種類 |
| | 13. 避難訓練における留意点 |
| | 14. タイムラインの作成と活用
■理解度チェック |

理解度チェック（問題）

次の内容は「○」か「×」どちらでしょうか。
「×」の場合、正解を考えてください。

- ① ハザードマップにおいて、浸水深3.0～5.0m未満と示されている場合は、2階の居室に移動すれば安全を確保できる。
- ② ハザードマップにおいて、家屋倒壊等危険想定区域や土砂災害警戒区域と示されている場合は、立退き避難が必要である。
- ③ 避難先は、原則として市町村の指定緊急避難場所を選定すべきであり、安全な場所にあったとしても、系列の施設や他の同種類似施設への避難は適切でない。

20

B 情報収集・伝達、防災体制確認訓練

- ・ 気象情報等を収集し、施設管理者や関係職員に対して、情報伝達を行う。
- ・ 避難確保計画の再確認、避難を判断する情報のポイントや避難先への避難経路を確認する。

対象者	施設管理者・施設職員
所要時間	実施概要
30分～	<p><情報収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップの確認 ・ 情報収集方法の確認 (テレビのデータ放送、気象庁HP、群馬県水位雨量情報システム、川の水位情報HP、まちの安全ひろメール) <p>※詳しくは、12ページ「各種資料(情報収集方法等)」を確認してください。</p> <p><情報伝達></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理者や関係職員に連絡 <p>※電話が使えない場合の対応も訓練する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて家族等への連絡 ・ 施設管理者等から避難誘導係に避難行動指示 <p><防災体制確認></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難確保計画の確認 ・ 避難経路の確認 ・ 備蓄品の確認、施設設備の確認(非常電源等)

- 実施にあたっての注意事項等**
- ・ 事前にシナリオやタイムテーブルを準備すること。
 - ・ 施設職員全員で実施すると共通認識ができるため、効果的です。
 - ・ 避難経路や情報収集に不明点がある場合は、前橋市防災危機管理課へ問い合わせください。



情報収集伝達訓練

写真:徳島県資料

C 避難訓練（垂直・立退き・引き渡し）・持ち出し品の確認訓練

- ・責任者は利用者の避難における配慮事項及び優先度を考慮し、適切な指示を行う。
- ・避難所に避難する際の、持ち出し品の確認を行う。

対象者	施設利用者全員
------------	----------------

所要時間	実施概要
-------------	-------------

30分～	<p><引き渡し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や関係者へ引き渡す <p><立退き避難></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の選択 <p>※川の方に逃げるようになっていないかを考える。また、複数の避難先を選択肢として考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動経路・移動手手段の決定 ・車両への乗り込み訓練 ・リフト車両の操作訓練 <p><垂直避難></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の選択 ・施設内における避難行動（上層避難） <p>※垂直避難した場所で、水や食料は確保できているかを確認する。</p> <p><持ち出し品の確認></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保資器材一覧の備蓄品を確認する。
------	---

実施にあたっての注意事項

- ・避難訓練時に避難に要する時間を計測する。
- ・避難訓練を通して、利用者にも避難方法を覚えてもらう。
- ・使用期限や賞味・消費期限の確認を行う。
- ・必要に応じて、避難訓練後に不足するものは用意しておく。



立退き・垂直避難避難訓練

写真：徳島県資料

4 担当課一覧表

担当施設	担当課	場所	電話・FAX
高齢者施設	長寿包括ケア課	前橋市役所 2階	電話：027-898-6152
高齢者施設	介護保険課	前橋市役所 2階	電話：027-898-6132
障害者施設	障害福祉課	前橋市保健所 1階	電話：027-220-5713
児童施設	子育て支援課	前橋市保健センター 2階	電話：027-220-5701
児童施設	子育て施設課	前橋市保健センター 2階	電話：027-220-5705
医療施設	保健総務課	前橋市保健所 2階	電話：027-220-5781
その他施設	防災危機管理課	前橋市役所 3階	電話：027-898-5935

5 避難確保計画に基づく防災訓練申込書

【防災危機管理課】 ◆FAX:027-221-2813 ◆Mail:kikikanri@city.maebashi.gunma.jp

避難確保計画に基づく防災訓練申込書

年 月 日

(宛先)前橋市長

施設名	
代表者氏名	
担当者氏名	
郵便番号	〒
所在地	
電話	
メー ル	

下記のとおり避難確保計画に基づく防災訓練を申し込みます

防災訓練メニュー		下記の希望する防災訓練メニュー(A、B、C)を選択してください。 A 防災講話<30分から1時間程度> (リモート開催希望 : 有・無) B 情報収集・伝達、防災体制確認訓練の訓練サポート C 避難訓練(垂直・立退き・引き渡し)の訓練サポート ※A' eラーニングテキスト学習については、防災訓練申込書の提出は不要です。					
希望日時	第1希望	年 月 日()	午前 午後	時 分	～	午前 午後	時 分
	第2希望	年 月 日()	午前 午後	時 分	～	午前 午後	時 分
	第3希望	年 月 日()	午前 午後	時 分	～	午前 午後	時 分
会場	会場名						
	所在地						
参加予定人数	人						
備考							

7 各種資料 (情報収集方法等)

○ハザードマップの読み方

前橋市 洪水・土砂災害ハザードマップ (北部)

・土砂災害警戒時の避難情報
 ・取るべき行動
 ・ハザードの種類
 ※【警戒レベル3】高齢者等避難で必ず避難

施設周辺のハザードや最寄りの避難場所、避難先までのルートなどを確認してください。

・0.5~3.0 未満 ⇒ 平屋作りは垂直避難×
 ・3.0~5.0 未満 ⇒ 2階でも垂直避難×
 ・家屋倒壊等氾濫想定区域 ⇒ 垂直避難×

避難所一覧<洪水時>
 ●避難情報の発令時に開設
 ※状況に応じて開設判断
 ×開設なし
 ※指定避難所以外で避難できる所も検討

各観測所の基準水位

前橋市 洪水・土砂災害ハザードマップ (南部)

・洪水時の避難情報
 ・取るべき行動
 ※【警戒レベル3】高齢者等避難で必ず避難

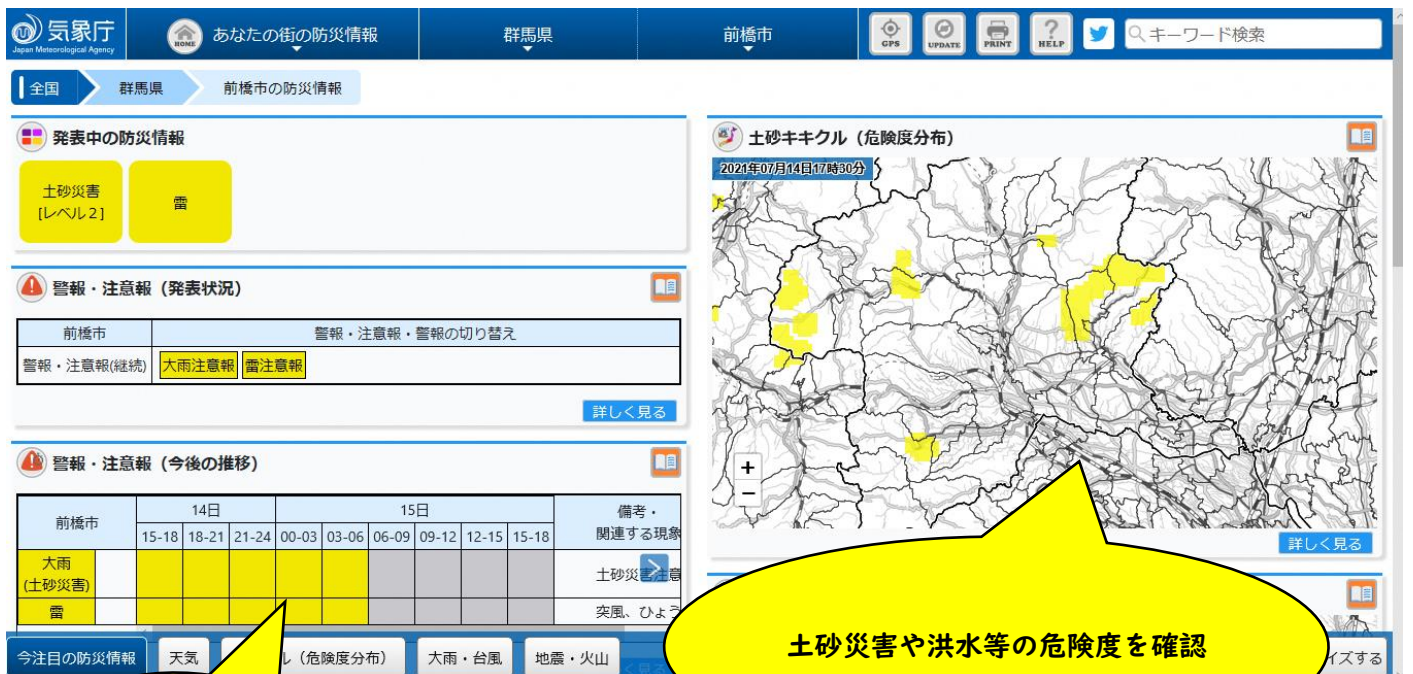
○前橋地方気象台 HP

確認 HP : <https://www.jma-net.go.jp/maebashi/>

確認方法



群馬県をクリック ⇒ 前橋市をクリック



発表中の注意報や警報等を確認

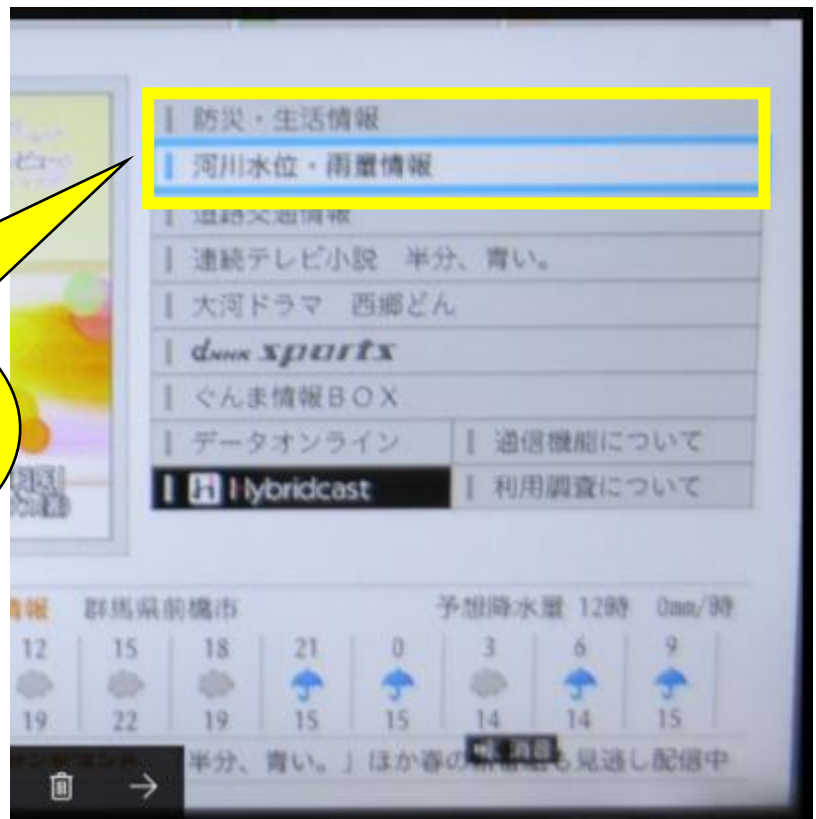
※上記の他にも、「雨雲の動き」や天気図、天気予報等を確認することができます。

○テレビのデータ放送 (NHK)

①リモコンのdボタンを押す



②画面の河川水位・雨量情報



警報・注意報、雨雲レーダー、避難情報、避難所情報等を確認することができます。

※インターネット回線が繋がりにくい場合でも確認することができます。

○群馬県水位雨量情報システム

確認 HP : https://www.river-gunma.jp/gunma/top/10/1_0_1_0.html

確認方法

- ① 群馬県水位雨量情報にアクセスし、地図中の「前橋市」をクリック
- ② 水位のタブをクリック

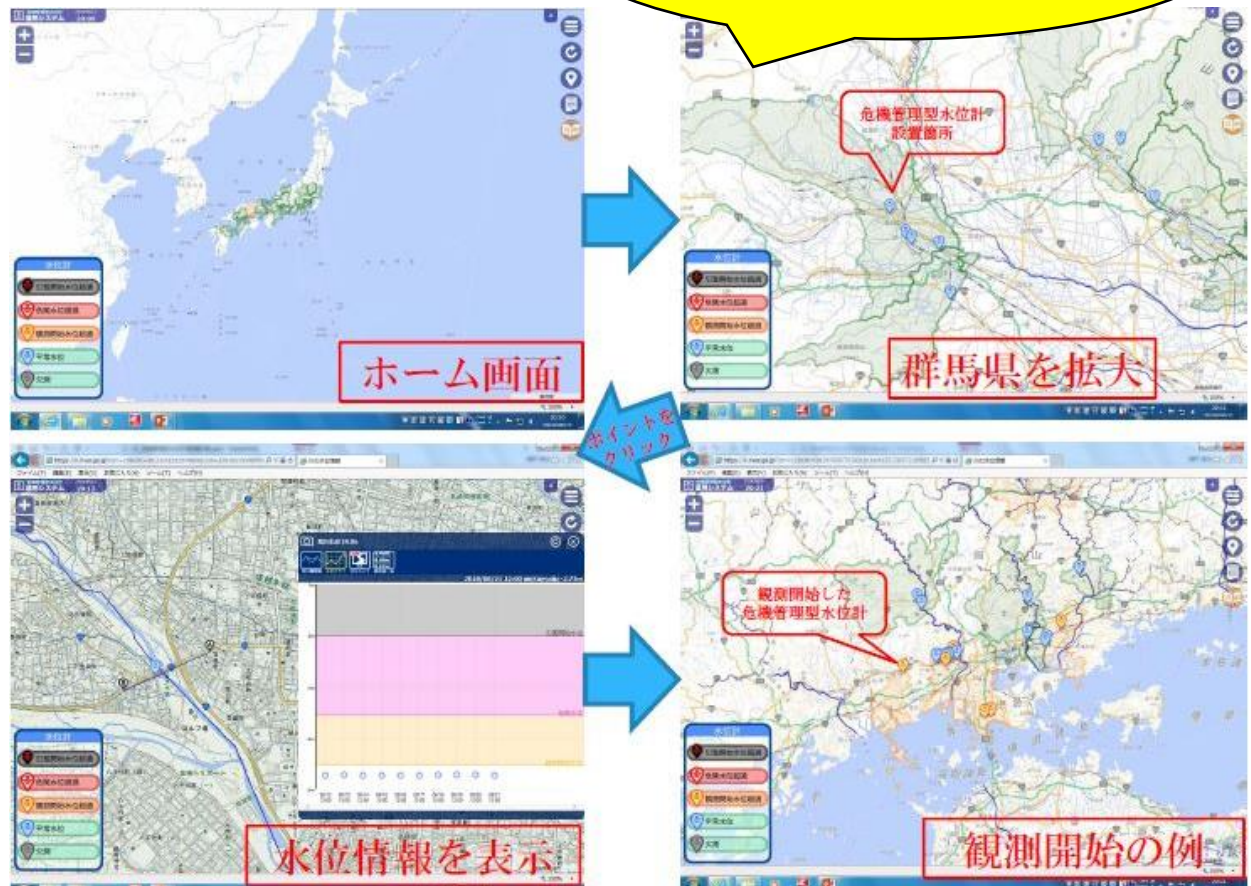


各主要河川（主に水位周知河川）の水位を確認することができます。

○川の水位情報

確認 HP : <https://www.river.go.jp/>

確認方法



○まちの安全ひろメール

登録用空メール送信先アドレス

touroku.maebashi-city@raiden.ktaiwork.jp



- ・上記の二次元コードを読み取り、空メール（件名・本文不要）を携帯電話から送信してください。
- ・数分以内に登録用 URL が記載されたメールが届きます。
- ・受信内容を選択して、登録完了
- ・登録完了を知らせるメール受信

**※気象情報や防災情報等を
市から配信します。**